

遠野市監査委員告示第10号

令和4年7月27日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度に財政的援助を与えた団体等に対する監査を実施したので、同条第9項及び遠野市監査基準第23条の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子

遠野市監査委員 奥友康悦

## 令和4年度財政的援助団体等監査結果報告書（令和3年度財政的援助分）

### 1 監査の基準

本監査は、遠野市監査基準（令和2年遠野市監査委員告示第3号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査

### 3 監査の対象、実施期日、担当課等

令和3年度に財政的援助を行った中から抽出した2団体について、次のとおり実施した。

期 日	団体等の名称	財政的援助の内容（補助金等の名称及び交付額）	市担当課名
6月20日	遠野地方森林組合	森林のくに振興資金貸付金	25,000,000円 農林課
	社会福祉法人 遠野市保育協会	遠野市保育協会運営事業費補助金	43,697,000円 子育て支援課

### 4 監査の主な着眼点

- (1) 補助金等を交付した団体が財政的援助に係る事業について、その目的に沿って適正かつ効果的に事務を執行しているか。
- (2) 市担当課における補助金等に係る交付決定の事務及び支出事務の執行が、適法で内容が明確かつ効率的で公益上の必要性は十分であるか。また、団体への指導監督は適切に行われているか。

### 5 監査の実施手続、内容等

- (1) 令和3年度において市がおおむね1,000万円以上の補助金、交付金等により財政的援助を行っている団体を抽出し、監査対象とした。
- (2) 事前に監査対象項目に係る諸帳簿等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに、疑義その他不明な事項については実地監査の前に対象課等に説明、補足資料の提出等を求めて実施した。
- (3) 法令に違反していないか、規則や要綱等に基づいて処理されているか、金員の用途は交付の趣旨に合致しているか等について監査した。

### 6 監査の結果

当該補助金等に係る事業の公益性や補助事業者の適格性などを監査したところ、必要と認められる事業・団体等に支出がなされていた。また、補助金の交付目的や対象事業の内容等も明確になっており、関係法令等への適合性、算定方法や交付時期の妥当性及び実績報告や完了確認といった事務についても、おおむね適正に処理されていた。

なお、現状と関係要綱等の規定内容が一致しない取扱いが一部に認められ、軽微なものについては、その改善等について口頭指導した

監査対象とした財政的援助団体等の監査結果については、次のとおりである。

(1) 遠野地方森林組合

補助金等の名称	森林のくに振興資金貸付金
交 付 額	25,000,000円
財 政 的 援 助 の 目 的 等	<p>間伐等の森林整備を実施しようとする森林所有者が事業実施する際の経費負担を軽減し、円滑な事業実施を推進するため、遠野地方森林組合に対して事業費を貸し付ける。</p> <p>貸付金は、事業完了後に国・県から遠野地方森林組合に補助金が交付され、市に返還される。</p>
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕 特になし</p> <p>〔意見・要望〕 健全な森林の育成等を図ることを目的に、森林所有者が遠野地方森林組合を通じて間伐等の森林整備を実施した際に、国や県から補助金が交付されるまでのつなぎ融資として、森林所有者の金銭的負担を軽減するものであった。</p> <p>貸付金の収支に関する帳票や記録は適正に整理・整備されており、管理運用は適切に行われていた。</p> <p>広大な森林面積を保有する遠野市において、水源涵養、地球環境保全、土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくために必要な事業であると認めた。</p> <p>なお、森林のくに資金貸付契約書については、字句等の整理が必要と思われる内容が認められたことから、事業担当課と協議し、適切な見直しを図られたい。</p>

(2) 社会福祉法人遠野市保育協会

補助金等の名称	遠野市保育協会運営事業費補助金
交 付 額	43,697,000円
財 政 的 援 助 の 目 的 等	地域の実情や子育て世代における生活・就労形態の多様化に応じた保育サービスを提供するため、社会福祉法人遠野市保育協会に対し運営費を補助する。
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕 特になし</p> <p>〔意見・要望〕 社会福祉法人遠野市保育協会は、保育所及び認定こども園の設置経営のほか、児童厚生施設児童館の指定管理、特別保育事業として「障害児保育事業」「保育所地域活動事業」「地域子育て支援拠点事業」「延長保育事業」「一時預かり事業」を受託しており、その円滑な運営を図るため運営費補助金が交付されていた。会計処理は適正に処理されており、令和3年度からは新たに「こども本の森 遠野」へ職員を派遣するなど、遠野市の事業に積極的に参画しており補助金交付の目的に合った法人と認めた。</p> <p>今後も、児童が心身ともに健やかに育つことができるよう、円滑で安定的な運営に努められたい。</p>